



上げるべきと思いませんけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。確かにフランスの法定雇用率は一〇%となつておりますが、フランスの場合には障害者の数にも相当の差がござりますけれども、そのほか例えば戦争未亡人など障害者以外の人も雇用率の制度の対象として含まれておりますし、必ずしも日本の雇用率の算定の範囲と同じくしていいわけでございます。

我が国の場合には、法律上、失業者を含みます全労働者中に占める身体障害者である失業者を含む労働者の割合を基準として決定するということになつておりますが、これも五年に一回検討すると、一般的の労働力と同じ失業率に身体障害者の失業率を持つていくということを基準といたしておりまして、そのため現在のような数字になつていては必ずしも我が国の雇用率は低くはない、国際的な水準にあるものというふうに考へておられる方でございます。

○糸久八重子君 雇用状況が改善されないのは、企業の間に納付金さえ支払えよしとする風潮があるのではないか。身障者雇用納付金は現在四万円、この金額では障害者を雇うよりも雇用納付金を納めた方がよいといった安易な考え方を生み出しかねないと思います。この際、雇用納付金額を最低賃金水準ぐらいまで引き上げるべきではないかと考えているのですが、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) 納付金制度につきま

しては、もうこれも先生御存じのことだと思いますが、事業主の身体障害者雇用に関しまず社会連帯責任と申しますが、そういう考へ方に基づきまして、身体障害者の雇用に関しまず経済的な側面に着目して創設された制度でございました。現に、事業主間に存在いたしております身体障害者の雇用に伴います経済的負担のアンバラン

スを調整していくという、それを図るために雇用率を達成していない企業から納付金を徴収しまして、雇用率を超えている企業に対しまして調整金を支給するということでございます。

そういう趣旨から申しまして、この制度につきましても五年に一回見直しを行いながら、身体障害者を雇うにつきましての経済的な経費等を計算して出しているわけでございますが、本年につきましては、審議会におきましていろいろ御検討いたいたわけでございますけれども、現在のところ据え置くという御答申もいたしております。

○糸久八重子君 納付金の活用についてでございますが、障害者雇用に関する企業の連帯責任、社会的責任の理念に立って、障害者の労働保障を進めるための広い視野のもとに、授産施設とかそれから共同作業所等への積極的な活用ができるようになりますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

納付金の制度の趣旨は今申し上げましたとおりでございまして、それに基づきまして原則的には

最近の雇用率の改善の停滞傾向の大きな要因ではございませんけれども、各都道府県からいろいろ事情を取りましたところによりますと、転職希望による自己退職者が圧倒的に多く、また、最近では円高不況等によります人員整理あるいは希望退職、さらには定年退職、こういったものもふえつついでございます。正確に私ども調査を行っているわけではございませんけれども、各都道府県からいろいろ事情を取りましたところによりますと、転職希望によるところでございます。

なお、昭和五十九年に安定所に登録されております求職者の約七千人につきまして抽出調査をいたしたわけでございますが、これらの有効求職者のうち職業経験を持つておられます方の前の職場の離職の原因につきましては、自己退職という方が六五%程度で一番多かったです。次いで事業主の都合によって離職された方が約一六%ぐらい。それから定期退職をされたという方が八%。雇用期間の満了という方が約五%、そういった状況になつているところでございます。

○糸久八重子君 今の御説明の中で、不況に伴う

時間の経過に伴いまして職場から脱落していくところでございます。

○糸久八重子君 雇用率の改善が最近停滞しているのは、一たん企業に就職した障害者の多くは、そのほか身体障害者雇用促進協会によつて定着推進チームといふ組織でござりますが、この定着推進チームには事業所の代表の方、こういった事業所の人事、労務担当の部長さんであるとか、あるいは職場の上司の方であるとか、それから障害者の代表の方であるとか、そういった人の構成によります定着推進チームといふものの設置を進めておりまして、企業内の自主的な活動によりまして障害者の職場適応なり、職場定着に積極的に取り組んでいただくように、こういった面についても六十年度から事業を始めまして、全国の五人以上

ますけれども、障害者の離職状況とその原因について、どう把握していらっしゃいますでしょうか。

○説明員(小倉修一郎君) 最近の障害者の離職率でございますけれども、昨年六月一日現在、雇用義務のかかつております全国四万企業の状況について見てみると、過去一年間に新規採用が約一人ぐらいいあるわけでございます。しかし、雇用されている身体障害者の数の純増は二千人にとまりました。すなわち、一人万人新規に採用するけれども、八千人くらいの方が一年間におやめになつて、今後それらの推移を見ながら、審議会等の御意見もいただいてこの額については決定してまいりたいというふうに考えております。

○糸久八重子君 したがつて、差し引き三千人ぐらいいしか増加していないということございまして、相当数の障害者の方が離職されているというふうに推測をしているわけでございまして、また、このことが最近の雇用率の改善の停滞傾向の大きな要因ではございませんけれども、各都道府県からいろいろ事情を取りましたところによりますと、転職希望によるところでございます。

私ども、そういったことで、職場定着の促進という点につきましては、公共職業安定所を通じまして非常にこれまで力を入れておりまして、安定所にはそういった職場定着あるいは障害者問題を専門に担当される職員、並びに職業相談員、こういった方を配置いたしまして、これらが中心となりまして、障害者が就職されました事業所を後日定期的に訪問するなどによりまして、必要な定着に関する指導なり技術的な援助を行つていただけるところでございます。

さらに、六十年度から身体障害者雇用促進協会とタイアップいたしまして、五人以上障害者を雇用されている事業所につきまして定着推進チームというのを設置してもらうようにその事業を推進しているところでございます。この定着推進チームと申しますのは、事業主、それから職場の代表の方あるいは障害者の代表の方、こういった事業所の人事、労務担当の部長さんであるとか、あるいは職場の上司の方であるとか、それから障害者の代表の方であるとか、そういった人の構成によります定着推進チームといふものの設置を進めておりまして、企業内の自主的な活動によりまして障害者の職場適応なり、職場定着に積極的に取り組んでいただくように、こういった面についても六十年度から事業を始めまして、全国の五人以上

障害者を雇つておる各事業所に設置していただくよう努めをしておるところでございます。

既に六千近く、五千数百の事業所でこういった定着推進チームが設置をされているというふうに把握しているところでございます。

○糸久八重子君 今回の改正で、障害者の雇用安定を図るための施策の一環として、企業に在職中に障害者となった方を継続雇用する場合を対象とする助成金を設けることにして聞いておるわけですけれども、この助成金の内容はどのようなものでございましょうか。

○国務大臣(平井卓志君) 企業に在職中にいわゆる労働災害、また交通事故等、このために障害者になつた者については、障害のゆえに離職を余儀なくされるという場合が少くないわけでございまして、また離職には至らないまでも雇用を継続するための事業主の負担といものが非常に重いものとなつておる、こういうことでございます。

労働省としましては、これまでこれら中途障害者の継続雇用につきましては公共職業安定所において必要な事業所指導を行つたわけでございまますけれども、今回の法改正によりまして新たに障害者雇用継続助成制度、これを設けたわけでございまして、企業が中途障害者の雇用の継続を図るために作業施設、設備の改善、また職場復帰に当たつて必要かつ適切な職場適応措置を行う場合には助成金の支給を行ふ、そして中途障害者の雇用の安定並びに社会復帰に手助けをしよう、こういうことであります。

○糸久八重子君 次に、職業リハビリテーションについてお伺いをしたいと思います。

今回の改正では新たに職業リハビリテーションの推進を法律に規定しておりますけれども、現在どのような機関でどのようなサービスを提供しているんでしようか。

○政府委員(佐藤仁彦君) お答え申し上げます。職業リハビリテーションのための措置は、職業指導、職業評価、職業訓練、職業紹介など大変広範囲なものがございます。そのうち公共職業安定

所におきましては職業指導、職業紹介等を、また身体障害者職業訓練校におきましては職業訓練を実施いたしております。

その他労働省の関係団体におきまして、雇用促進事業団におきましては各県に心身障害者職業センターを設置運営いたしておりまして、そこにおきましては職業評価、またそれに基づく職業指導等を行つておりますし、身体障害者雇用促進協会が運営いたしております国立の職業リハビリティションセンターにおきましては職業リハビリティションの職業評価部門、あるいは労働福祉事業団が

運営いたしておりますせき箇損傷者職業センターにおきましてもそれぞれ職業評価、職業指導等のサービスを行つておるところでございます。

○糸久八重子君 我が国では從来職業リハビリティションの目的を一般職場での就業に固執しまして、さへはそれを職業評価、職業指導等のサービスを行つておるところでございます。

○糸久八重子君 我が国では從来職業リハビリティションの目的を一般職場での就業に固執しまして、さへはそれを職業評価、職業指導等のサービスを行つておるところでございます。

○糸久八重子君 我が國では從来職業リハビリティションの目的を一般職場での就業に固執しまして、さへはそれを職業評価、職業指導等のサービスを行つておるところでございます。

○糸久八重子君 我が國では從来職業リハビリティションの目的を一般職場での就業に固執しまして、さへはそれを職業評価、職業指導等のサービスを行つておるところでございます。

○糸久八重子君 我が國では從来職業リハビリティションの目的を一般職場での就業に固執しまして、さへはそれを職業評価、職業指導等のサービスを行つておるところでございます。

ます。

○政府委員(佐藤仁彦君) 先生御指摘のとおり、障害者の立場から見ると職業リハビリティションのみでなく、社会的なあるいは福祉的な観点からのそうした問題も必要なことは申しますまでございません。

そこで、今回の改正法におきましてもそうした関連機関との連携を特にうたつておるわけでございまして、またこれまでも先ほど申し上げました国立職業リハビリティションにおきましては全コースを一貫して行える施設として設置しているところでございまして、先生御指摘の点、私どももこれまでも念頭に置いてやつてまいりましたし、今後とも法律にもそういう精神をうたい込んでございますから、一層関連機関との連携を深めつつ障害者の雇用の促進あるいは福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

○糸久八重子君 職業リハビリティションの目的は、職業指導及び訓練等のサービスを通して障害者が適当な就業の場を得、かつそれが継続することができるようになります。この就業の場は必ずしも一般労働市場での雇用または自営に限られない。そして一般的の職場での就業が困難な重度障害者を対象とした保護雇用も含むとされているわけです。この場合の保護雇用というのは身障者福祉工場とか、それから授産施設とか、労災リハビリティション作業所が入るのではなくかと思われるわけでけれども、今度の法案の中に保護雇用について何らの規定も盛り込まれていないわけですから、その辺のことについて御見解を賜りたいのですが。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。現在の身体障害者雇用促進協会を、今度は日本障害者雇用促進協会ということと充実させましていろいろな仕事を、特にリハビリティションに対する実施を行わせるのは問題があるのでないでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。現在の身体障害者雇用促進協会を、今度は日本障害者雇用促進協会ということと充実させましていろいろな仕事を、特にリハビリティションに対する実施を行わせるのは問題があるのでないでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。保護雇用自体についての規定はないわけでございますが、一般に雇用が困難な重度障害者が授産施設等で就労をしている、それについてはいかどうかといふところですけれども、この点について労働省の認識と、それから今回の改正を契機にどう改善を行おうとしていらっしゃるのかお伺いをしたいと思いま

うに一般雇用の場を確保するということが基本方針でございますので、現に授産施設等に入所している者であつても、能力開発を行ふことによりまして、能力開発訓練事業を実施いたしてお

ります。労働省としましては、先ほどこれは先生の御指摘があつたわけでございますが、納付金制度に基づきましてこの助成金を活用して援助を図つておるわけでございます。

一般的に労働省の目標とところでは、今申し上げましたように能力開発等によりまして、一般企業に就職が可能な者につきましての就職の促進を行つておるところでございます。

○糸久八重子君 今回の改正では、職業リハビリティションに関係する施設の設置、運営の業務を日本障害者雇用促進協会に一元化するということなのですが、同協会は事業主団体であります。この事業主団体に公的サービスである職業リハビリティションの実施を行わせるのは問題があるのでないでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。現在の身体障害者雇用促進協会を、今度は日本障害者雇用促進協会ということと充実させましていろいろな仕事を、特にリハビリティションに対する実施を行わせるのは問題があるのでないでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。現在の身体障害者雇用促進協会を、今度は日本障害者雇用促進協会ということと充実させましていろいろな仕事を、特にリハビリティションに対する実施を行わせるのは問題ないのでございませんけれども、この団体は御指摘のように事業主団体でござりますけれども、從来も行政に協力しつつ身体障害者の雇用促進のための自主的な活動を行つてまいつております。そちら委託によります国立リハの運営や、それから身体障害者納付金制度等の業務をやつていただきております。そういう意味では非常に高い公共性を有するものでございまして、この運営実績を考えていければ、協会に運営を行わせることに特に問題はないというふうに我々としては考えた次第でございます。

○糸久八重子君 一元化は当たっては、職業リハビリテーションに關係する業務の公正な運営を確

○政府委員(白井晋太郎君) 今申し上げたところ  
でございますが、具体的に実際の業務の公正な運  
営を確保するためには、この協会に対しまして予  
算の認可、財務諸表の承認など、現行法に基づき  
ます監督を行はねかに、今回の改正では新たにリ  
ハビリティーション関係の業務を運営する上での基  
本的な事項を定める業務方法書を定めることとい  
うふうにいたしております。これの作成、変更  
は労働大臣の認可を受けなければならない。ま  
た、経理上におきましても、他の業務とは区別し  
て特別の会計を経理させる。それから、リハ関係  
に関します施設など、重要な財産の処分等につき  
まして制限規定を設けるというようなことで、職  
業リハに関する業務の公正な運営が図れるよう

に法の規定の中で確保いたした次第でございま  
す。

員長会談で、売上税法案の取り扱いについて合意をしておるわけですが、したがつて本法律案の附則第二十九条の規定は事実上削除となると解釈してよろしいのですね。確認をいたします。

○国務大臣(平井卓志署) この規定につきましては、与野党国対委員長会談のとおりであります。

○糸久八重子君 それでは、最後に大臣にお伺いをしたいと思います。

働きたいという身障者に働く場ができるだけ用意することは、完全参加と平等という国際障害者年のテーマを具体化する第一歩でございます。職業ハビリテーション対策の充実強化も含め、今

○國務大臣(平井卓志君) 御案内のように、障害者の雇用対策につきましては、従来から労働省の最重要課題の一つでございまして、できるだけ最後の総合的な障害者雇用対策及びこれにつきましての御決意をお伺いさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

めの細かい対策を講じてきたところでございま  
す。

障害者の雇用は、従来から言われておりますように、やはり社会のコンセンサス、また社会連帶の理念によつてこれは進めなければなかなか有効に働くかないという側面を持っておりまして、今回 の法改正によりまして職業リハビリテーション制度が相当整備される、そして障害者の雇用対策が抜本的に強化されることとなるわけでございまして、今後は特に障害者の雇用に関する社会連帯の理念が広く社会一般に浸透するよう、これは従来もやつておりますけれども、さらに努めなければならぬ。そして、障害者の雇用の促進と職業の安定と申しましようか、社会活動への参加と申しましようか、それが図られますように労働省としても最善の努力をしてまいりたい、かようと考えております。

今回の法改正のポイントのうち、精神薄弱者に対する雇用率制度上の改正による雇用対策の強化ということが一つのポイントであるといふに聞いておりますけれども、精神薄弱者に対しては依然として雇用義務などは課さないという内容になつております。こういうことで、本当に精神薄弱者の雇用が進んでいくかどうか、大変懸念をされるところがあるんですけれども、精神薄弱者についても雇用義務を課すという方向ではお考えではないんでしょうか。

げましたように、やはり重要なのは社会連帯によって解決されなければならぬ。そういうことである以上、やはり理念的には、すべての事業主が精神薄弱者の雇用に努めるべきである。ただ、身体障害者同様、働く意思と能力のある精神薄弱者に適当な雇用の場を与えるという社会的な責務を有

ある」ということが言えると思うわけだ」などと言ふ。

しかしながら、この精神薄弱者につきましては、身体障害者とやや異なりまして、いろいろの問題が未解決のまま残されておるわけでございまして。このため、当面は事業主に対しまして、現在の身体障害者の雇用義務に加えてさらに精神薄弱者の雇用を法的に義務づけることよりも、何らかの形で雇用を奨励し、精神薄弱者を雇用する企業の努力に報いると申しましようか、同時に事業主の協力を求めるような形で雇用を進めていく、この方が適当である、そう考えられるところでございまして、今回の法改正におきましては、このようないふね考え方から、雇用義務は課さなければども、雇用されている精神薄弱者については身体障害者同様、実雇用率算定に当たつてカウントできるようになることの措置を講じたということでありま

○千葉景子君 今のお答えによりますと、精神薄弱者に対するはさまざままだ諸課題が残されているということで雇用義務を課すところまでは難しいというお話をございますけれども、そうなりますと、今後できるだけ精神薄弱者の皆さんのが雇用されるように、そういう雇用条件が整うようなさまざまな条件整備等が必要かと思います。

また、昭和五十七年に策定されました障害者対策に関する長期計画においてもこういうことが指摘されているわけですが、今後の条件整備あるいは今後の方針、これについてはどんなお考

えをお持ちでしょうか。

開発体制や職場適応訓練制度の充実、社会啓発活動の強化、こういった条件整備対策の充実を図る

ことが必要であるというふうに指摘をされていました。  
こういった指摘を受けまして、労働省におきましては、一つには五十八年度から地方公共団体と民間企業との共同出資、いわゆる第三セクター方式によります精神薄弱者能力開発センターの育成を行つておられるところでございますし、また六十年度と六十一年度と二年間にかけまして、心身障害者職業センターにおきます精神薄弱者等職業準備事業の試行的な実施をいたしております。また、六十年度には精神薄弱者の雇用についての啓発のためにテレビ番組の作成、こういった事業をこれまでも実施してまいったところでございます。  
今回の改正法案におきましても、条件整備対策につきまして規定をされているところでもござりますし、私どもいたしましては本年度におきましても、先ほど申し上げました施策に加えまして精神薄弱者職業準備事業、これの本格実施をする所といたしております。こういったことで、今

○千葉景子君 条件整備についてはぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、精神薄弱者の問題につきましては、とりわけ職業リハビリーションなどは早期に開始をするということが必要なところかと思います。とりわけ家庭とか養護学校などの連携なども必要となってくるのではないかと思いますけれども、これらの点については労働省としてはどう取り組むおつもりがあるのでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。  
精神薄弱者の問題につきましては、先生御指摘の  
のように早期に取り組む必要がある、またそれが  
効果があるというふうに考えております。在学中の  
精神薄弱者の能力開発等につきましては、基本  
的には養護学校等の教育機関におきまして教育の

一環として行うべきものであるということでござりますが、在学中から職業評価や職業指導、職業リハを実施することも効果的な場合があるというふうに考へております。従来から生徒それからその保護者に対しまして学校の行う進路指導との関係を考慮しながら、在学中から心身障害者職業センターにおける職業評価、それから精神薄弱者特殊学級等の生徒及び保護者に対する特別職業指導、それから職場実施指導等実施いたしてきてるところでございます。

理事田代由紀男君退席、委員長着席】

今回の改正で先ほどからお詫しのよう、精神薄弱者も実雇用率にカウントすることにいたしましたほか、地域の障害者職業センターにおきまして職業準備訓練等を系統的に行うことということを法律上も規定いたしたところでございます。これらの件についてお尋ねをしたんですけれども、今回の改正ではさらに精神障害者の皆さんについても、今回も法律の対象としているということでございまして、教育機関とも十分連携をとつてリハの推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○千葉景子君 ところで、たまいま精神薄弱者の皆さんとの件についてお尋ねをしたんですけれども、今回の改正ではさらに精神障害者の皆さんについても法律の対象としているということでございまして、実際のこの法の内容を見ますとまだまだ精神障害者については精神薄弱者に比べても不十分なところが非常に多いのではないかというふうに思うわけでございます。

この精神障害者に対する対策として少なくとも納付金制度、これに基づく助成の対象といふあたりはここに組み込めるのではないかだろうかと思いますけれども、この辺がまだ対象とされてない、その辺の事情などはございますでしょうか。

○政府委員(佐藤仁彦君) 納付金に基づきます助成金につきましては、現在身体障害者及び精神薄弱者を支給対象といたします。これは事業主がそれらの者を雇用するに当たりまして施設の設置、改善等に必要となる企業の負担を軽減し、それをもって障害者の雇用の促進を図るうとい

目的からでございます。この助成金の対象に精神障害者を加えるかどうかにつきましてはいろいろ問題がございます。

一つは、身体障害者と比較いたしまして障害者が固定されいないこともあります。そのため程度の医学的管理が雇用の上で必要であるか必ずしも明確にされおりませんし、このために職場において必要とされる具体的な措置あるいは企業の負担についても明らかでないという問題がございます。さらにはその判定体制が不十分なこともあります。助成金を適用するに当たり障害の確認が困難である等の問題もございまして、今後の医学の進歩あるいは調査研究にまたなければならない面が多いんではないかと考えております。

なお、今回の改正におきまして、納付金制度に基づく助成金のうち研究、啓発等に関する助成金につきましては精神障害者に関する支給できることといたしたところでございまして、この助成金を活用して精神障害者の雇用に伴う諸問題についてさらに調査研究を推進してまいりたいと考えております。

○千葉景子君 精神障害者の皆さんにつきましてはこういう制度がない中で、企業側でボランティアのような形で精神障害者の皆さんをお医者さんとの連携のもとに受け入れていらっしゃるというところがかなりあるかと思います。そういうところにおきましては、ほとんどこういう助成措置もなく本当に善意のもとに行われているわけですがけれども、そういうものをぜひ生かしていくようになりますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

精神障害者の問題につきましては、今先生おつ

しゃるとおりのいろいろ問題があるわけでござりますが、一方先ほど審議官の方からお答えいたしましたように、精神障害者を雇用の場に本当に適

するのかどうかということでとらえるということはなかなか難しい面がある、そういう状況でござります。それで、現在労働省いたしましては昨年、昭和六十一年度から精神分裂病それから躁病またはてんかんを有する者につきましては、ゆる職場適応訓練制度というものを適用しているところでございます。

これはその症状が安定して就労が可能な者に職場での適応、職場で実際にいろいろな作業、仕事をしてもらいまして適応する、その場合にその職場での人間関係、それから職業生活及び健康管理上の配慮について特にいろいろと事業主の方々が苦労をされるわけでございますが、その場合の経済的負担の軽減を図るために、助成金を支給してその職場適応訓練制度を実施するということを考えています。

現在はこの訓練制度の利用状況それから成果、問題点等を十分に見きわめて、先生がおっしゃるような点も検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○千葉景子君 六十一年からその職場適応訓練制度というものが取り入れられているということでございますが、それにについてさきに労働省の方からお聞きしたところによりますと、これが職場については二万円、そして訓練期間といふのも半年ということでござりますけれども、これはいかにも低額であり、また期間も半年ということでございますが、その後も延長してそのまま職場で働いているというようなケースもこれから出でますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○説明員(小倉修一郎君) 職場適応訓練につきまして現在、先ほど局長申し上げましたように精神障害者につきましても六十一年度から職場適応訓練制度を取り入れたところでございまして、たゞいま先生おっしゃいましたように訓練期間は六ヵ月ということがありますし、それから月額二万

円といいますのは、これは事業主に訓練を委託す

る場合に一人について月額約二万円の委託費を事業主に支給いたしますとともに、障害者本人、訓練生本人には毎月約十一万円程度の訓練手当が支給されるということでございまして、この金額は職場適応訓練、他の精神薄弱者あるいは他の身体障害者等々の訓練手当と横並びの額でございまして、おおむねこの額で妥当ではないかと思つております。

なお、訓練期間の六ヵ月につきましては、昨年度この制度がスタートしたばかりでございまして、その実施状況等々、問題点を十分今後検討いたしまして、この訓練期間その他指導方法あるいはそれに伴う雇用管理、指導技法といったような面につきまして、これから研究課題ではないかというふうに思つております。

○千葉景子君 確かに、六十一年の四月から制度でございますからこれから充実させていく制度がござりますけれども、今後の研究、啓発といいまして、その実施状況等々、問題点を踏まえまして、ぜひこれも前向きで積極的に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、精神障害者につきましては、今回も助成金の中でも研究、啓発、こういうものについては精神障害者についても適用があるということをございますけれども、今後の研究、啓発といいますか、それの具体的な内容ですね、どのような研究などを進めていかれるのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) 先ほどからいろいろ議論がございましたように、精神障害者の雇用の場のあり方につきましては、いろいろとまだ難しい面がたくさんござります。社会的にいろいろとこの取り扱いについては議論のあるところだと思います。特に、事業所等が必要な社会生活指導、雇用管理を行うにつきましては、個々にいろいろと障害があるわけでござりますので、必ずしも明確でない部分が多いということであらうかと

このために、精神障害者の調査研究としまして



意識的な訳し方としか言いようがないように思いましたけれども、この点について今後どう取り扱われるか、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) 条文の批准その他の場合には、従来仮訳のものが正式に訳されるようになるわけでございますので、そのときの統一見解としてどういう訳をとるかということは、外務省を含めました関係各省の見解によるというふうに思います。

○千葉景子君 終わりにいたしますけれども、今後この訳文等について、外務省とも検討の上、きちっとしたわかりやすい——わかりやすいといふのは國民にとって、我々にとってですけれども、おつまではございませんでしようか。

そして、こういうことを踏まえて精神障害、精神薄弱の皆さん、非常にこれまで制約を受けてきたというところがあるように思われますので、これらも含めてお考えをお聞かせいただいて終わりにしたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

正式な翻訳にする場合につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、「身体的及び精神的」または身体的又は精神的で、特に「及び」であつたから精神薄弱者を冷遇したというふうには私ちょっと理解できないのですが、どういう意味でそうおっしゃっているのかよくわかりませんけれども、精神薄弱者等を含みました精神的な障害者につきましては、今回の法律等によりましてもこれらを含めまして手厚い対策を今後とも充実させてまいりたいと、かように考えております。

○中西珠子君 身障者雇用促進法の一部を改正する法律案に関して質問いたします。

昭和五十六年の国際障害者年におきましては、我が国でも障害者問題でさまざまな広報や啓発活動が行されました。そのために国際障害者年のころには障害者の雇用も大いに伸びたわけでございましたが、その後の雇用率の伸びを見ますと、伸び

ますけれども、この点について今後どう取り扱われるか、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) 条文の批准その他の場合には、従来仮訳のものが正式に訳されるようになるわけでございますので、そのときの統一見解としてどういう訳をとるかということは、外務省を含めました関係各省の見解によるというふうに思います。

○千葉景子君 終わりにいたしますけれども、今後この訳文等について、外務省とも検討の上、きちっとしたわかりやすい——わかりやすいといふのは國民にとって、我々にとってですけれども、おつまではございませんでしようか。

そして、こういうことを踏まえて精神障害、精神薄弱の皆さん、非常にこれまで制約を受けてきたというところがあるように思われますので、これらも含めてお考えをお聞かせいただいて終わりにしたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

正式な翻訳にする場合につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、「身体的及び精神的」または身体的又は精神的で、特に「及び」であつたから精神薄弱者を冷遇したというふうには私ちょっと理解できないのですが、どういう意味でそうおっしゃっているのかよくわかりませんけれども、精神薄弱者等を含みました精神的な障害者につきましては、今回の法律等によりましてもこれらを含めまして手厚い対策を今後とも充実させてまいりたいと、かように考えております。

○中西珠子君 身障者雇用促進法の一部を改正する法律案に関して質問いたします。

昭和五十六年の国際障害者年におきましては、我が国でも障害者問題でさまざまな広報や啓発活動が行されました。そのために国際障害者年のころには障害者の雇用も大いに伸びたわけでございましたが、その後の雇用率の伸びを見ますと、伸び

幅が大変小さくなつております。伸びていないような状況にあります。

○國務大臣(平井卓志君) 国際障害者年一年だけに終わらせることなく長期間継続させていくために、昭和五十八年から十年間を障害者の十年ということにいたしまして、その十年の間に達成するべき世界行動計画を策定しまして、国連加盟各国に対してもこれに基づく国内長期行動計画を策定するよう求めています。これに対応いたしまして、我が国においても昭和五十七年には障害者対策に関する長期計画が策定されたと理解いたしております。この長期計画は、当然のことながら労働省の障害者雇用対策の基本ともなつていて思うんでござりますが、この長期計画に基づいた障害者雇用対策の基本方針について大臣にお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(平井卓志君) 国際障害者年を契機としまして、昭和五十七年三月に策定されました障害者対策に関する長期計画におきましては、障害者の雇用対策について重度障害者に最大の重点を置きました。可能な限り一般雇用の場を確保することとしているところでございまして、労働省におきましては、この基本方針に基づきまして諸施策を推進しておりますところでござります。

○中西珠子君 こととは障害者の十年の中間に当たるわけでございますが、ただいま審議中の法改正、この法改正は長期計画との関係からいきまと、長期計画の重点、またその長期計画の完全実施との関連では、どのように法改正が位置づけられるのでございましょうか。

○國務大臣(平井卓志君) 今回の改正によりまして、障害者雇用対策につきましては、精神薄弱者対策の大軸な充実強化を図る、同時に職業リハビリテーション、確保等、長期計画に対応した対策の充実強化が行われるわけでございまして、これによつて长期計画の実施状況も大きく前進するだろうと、こうしたことで考えております。

○中西珠子君 大臣の仰せのとおり、今回の法改正によつて障害者雇用対策は相当進むと思います。

けれども、長期計画の実施に寄与するところも多いたと思うのでございますが、この法改正の内容を実施することによつて長期計画のうちの雇用対策にかかる部分は完全に実施したことになると考えていらっしゃいますか。

○説明員(小倉修一郎君) 今回の改正によりまして、障害者雇用対策に関します法的な面につきましては整備されまして、長期計画につきましてそしかしながら、長期計画の完全実施につきましては法的整備だけでは足りるものではございませんで、やはり今後とも職業リハビリテーション体制の充実強化を図るとか、あるいはリハビリテーションサービスの質的な向上のための調査研究をしまして、昭和五十七年三月に策定されました障害者対策に関する長期計画におきましては、障害者の雇用対策について重度障害者に最大の重点を置きました。可能な限り一般雇用の場を確保することとしているところでございまして、労働省におきましては、この基本方針に基づきまして諸施策を推進しておりますところでござります。したがいまして、私どもといったとしても、今後とも対策の充実強化に努めまして、長期計画の完全実施に向かまして一層の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○中西珠子君 ただいまの御答弁で、今回の改正のみでは長期計画の完全実施には足りない、また法整備だけでは足りないのだということで、いろいろ御努力の方向つけをお示しになつたわけですが、この点についても非常にあつたところでございましょうか。

○國務大臣(平井卓志君) この後半期に向けて、労働省としてはあれもこれもやるというのではなくて、重点目標というものを設定なさる必要があるのではないかと思いますが、この点についてはいかがでござりますか。

○國務大臣(平井卓志君) この国連の障害者の十年の後半期における取り組みでございますが、現地中央心身障害者対策協議会の場におきましては、この指導官のほかに昭和四十八年度から手話協力員、それから五十一年度からは職業相談員等を置きました。これから、さらに寛容所におきましてはこの指導官のほかに昭和四十三年以降設置してきたところでございます。当初、初年度七名だったわけですが、六十二年度におきましては全国に四百十六名の指導官を配置しております。

それから、さらに寛容所におきましてはこの指導官のほかに昭和四十八年度から手話協力員、それから五十一年度からは職業相談員等を置きました。これから、これらの仕事を専門的にやっていただいておるところでございます。今後ともその体制の充



○中西珠子君 積極的に調査研究を推進していた

だましまして、精神障害者の対策も充実強化していく  
ただくことを心から要望いたします。

それで、障害者問題というものは社会全体が取り組まなければならぬ非常に重要な課題であると考えますが、障害者対策に関する長期計画を国連障害者の十年の期間中に完全に実施していただきたい。また、国際障害者年の目標でもありました障害者の完全参加と平等を達成し、我が国の障害者が職業生活に参加できるようさらには障害者雇用対策の充実強化といふものに取り組んでいただきたいと思いますが、この点に関して大臣の御決意のほどをお伺いいたします。

○國務大臣(平井卓志君) 国際障害者年のテーマでございます完全参加と平等、これを実現するためには、一口に申し上げると障害者の職業的自立

を図ることが最も重要である。こう考えておりま

は、先ほど来も御議論ございましたけれども、昭和五十七年に策定されました障害者対策に関する長期計画に基づきましてその施策の充実に努めて

本年は特に障害者の十年の中間年に当たることもございまして、従来の施策を見直すとともに、対象とする障害者を身体障害者から障害者全般に拡大する等を内容とするこの改正案をただいまお願いいたしておりますところでございまして、今後、この改正法に基づきまして障害の特性に応じた対策の充実強化を図つて、障害者の雇用の促進とまた職業の安定に努めてまいる所存でございます。

同時に、委員も御指摘ございましたように、やはりこの問題は単なる法律制度の整備だけで政策の目的が有効に達成されるかといいますと、やはり御案内のような事業主とか制度運営の衝に当たる方のみでなく、やはり社会と申しましようか、国民の方々、社会全般の方の理解に立った連帯感というもの、これがなければなかなか難しいのではないかといふうにも考えておりますし、その方向の啓発活動にも一層努力をしてまいりました

い、かのように考えております。

○中西珠子君 ただいま大臣のおっしゃいました点は非常に同感でございますし、一層この法改正を契機といたしまして広報啓発活動もやつていただきたいし、この法改正によりましていろいろ法的な整備ができる施設の基本的な体制が一步前進するわけでございますから、これをフルに活用していただきまして身障者対策を効果的に実施して

いただきたいことを心から要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○内藤功君 今回の法改正におきましては精神薄弱者を実雇用率にカウントするということになつておりますし、精神薄弱者の雇用は確かに一步前進するであります。しかし、障害者の雇用促進の基本ともいふべき雇用率は最近伸びていないのではないかと思うのです。

去年の雇用率の状況はどうなつておりますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

先ほども御議論の中にございましたが、雇用率の改善につきましてはやや停滞感みなところがござります。昨年の雇用率は、一・五%の身体障害者雇用率が適用されております一般民間企業、常

用労働者の六十七人以上の規模の企業でございまが、六十一年六月一日現在で実雇用率一・一六%

%、前年と同率でございます。一方、一・八%の法定雇用率が適用されております公團、事業団等一定の特殊法人につきましては実雇用率一・八七%、これは前年一・八四でございましたので〇・

〇三ポイントではございますが上昇が見られております。

それから最後に、国、地方公共団体等におきましては法定雇用率は非現業的機関で一・九%でござりますが、これは実雇用率一・八九%、〇・〇一ポイント落ちておりますけれども、対前年比では〇・〇一ポイント上昇いたしております。

一方、身体障害者の方々で教員を希望されましてかつ教員の資格を取得されるという方が非常に少

ない、こういう事情もあるようでございまして、そういったことから身体障害者の雇用の改善がなかなか進まないといふうに考えておるところでございま

すが前年に比べて改善が見られたところでございま

す。

○内藤功君 まず、官公庁についてですが、身体障害者の雇用についても民間企業に率先して範を垂れるという立場にあると思います。機関別に見ますと、都道府県の非現業機関の雇用率が悪い状況にあるよう思ひますね。昨年六月一日現在

の状況を見ますとわずかに一・五七%で、一・九%の法定雇用率に到底及ばないという状況であります。

最近、各自治体では身体障害者の採用のためのいろいろな特別試験を行ななどの面で努力をしております。しかし、障害者の雇用促進の一つとして、教員が中心にならなつて教育委員会の雇用率が低いことが挙げられます。いろいろなふうに私は聞いておるんです。労働省としてはこの地方公共団体の雇用率を引き上げるためにどういうような御指導、努力をなさつておるんでしょうか。

○説明員(小倉修一郎君) ただいま先生御指摘のとおり、都道府県の非現業的機関の雇用状況につきましては一・五七%ということで、一・九%の雇用率に比べまして大幅に下回っているところでございます。

この理由でござりますけれども、ただいま先生御指摘になられましたように、都道府県教育委員会の雇用率が低いということも大きな理由になります。

この理由でござりますけれども、ただいま先生御指摘になられましたように、都道府県教育委員会の雇用率が低いということも大きな理由になります。

私は、法律の精神に基づきまして、各都道府県教育委員会に対しましても機会あるごとにこの法の趣旨に照らしてその辺の適切な配慮を払つていくよう積極的な指導をこれまでもいたしておりますけれども、これからも進めていきたいと

いうふうに考えております。

○内藤功君 労働省伺いますが、次に民間企業ですべて、全体としては一・二六%、ところが百人未満の企業では一・七五%達成しておりますが、三百人以上三百人未満が一・四一、三百人以上五百人未満が一・二四、五百人以上一千人未満が一・一

一千人以上が一・六六%と、すべて法定雇用率を下回っています。企業規模が大きくなるほど雇用率が悪いという状況にあります。

します。

したがいまして、労働省といたしましては、当面は教育委員会の職員のうちいわゆる事務職員につきまして身体障害者の採用をさらに積極的に進めよう指導をするなどいたしまして、これからも文部省等とともに連携を図りながらさらに有効な方策について検討をしてまいりたいといふうに考えております。

○内藤功君 文部省伺いたいと思うんですが、教員の場合、障害者の先生が学校で働いていらっしゃるということと自体教育的な効果、子供たちへの一つの励ましにもなる面があるんじゃないかなと考えておるんです。教育委員会における身体障害者の雇用が進むよう文部省としても各都道府県教育委員会に対して指導をなさるべきじゃないかと思いますが、いかがでございますか。

○説明員(奥田與志清君) お答えをいたします。ただいま労働省の方からもお話をございましたように、教員につきましては、特に教育職員免許法に基づく教員免許が必要であるということ。この免許取得者が非常に身体障害者の方で少ないということ。さらにまた、採用試験を受験なさる方も極めて少ない、というふうな事情がございまして、御指摘のような事情になつております。

私は、法律の精神に基づきまして、各都道府県教育委員会に對しましても機会あるごとにこの法の趣旨に照らしてその辺の適切な配慮を払つていくよう積極的な指導をこれまでもいたしておりますけれども、これからも進めていきたいと

いうふうに考えております。

○内藤功君 労働省伺いますが、次に民間企業

ですべて、全体としては一・二六%、ところが百人未満の企業では一・七五%達成しておりますが、三百人以上三百人未満が一・四一、三百人以上五百人未満が一・二四、五百人以上一千人未満が一・一

一千人以上が一・六六%と、すべて法定雇用率を下回っています。企業規模が大きくなるほど雇用率が悪いという状況にあります。



とにいたしております。

また、身体障害者や精神障害者を対象とする小規模作業所につきましては、今年度より新規対策として助成を行うこととしておりますが、身体障害者の関係につきましては七十五カ所、精神障害者の関係につきましては四十八カ所ということにしておりまして、合計で二百九十一カ所になります。今後ともこの施策についてはその推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○内藤功君 未就職者無業の方の中には、企業には就職できなくても、現に共同作業所や福祉工場などでいわゆる雇用関係のもとで働いている方もおられるわけです。これらの雇用関係のもとにある方については、これは労働省としても当然助成措置を講ずるべきじゃないかと思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。先生御指摘の、共同作業所やいわゆる福祉工場におきまして雇用関係があると認められるものにつきましては、納付金制度に基づきます助成金を活用して援助を行っております。

福祉行政との関連もございますが、今後とも雇用関係があると認められる場合には、助成の対象として措置してまいりたいというふうに考えております。

○内藤功君 時間が参りましたので、残りの二つの点と一緒に聞きますのでお答えをいただきたいと思います。

一つは、先ほど同僚委員からも御質問がありましたので、私はもう端的に申しますが、精神薄弱者の雇用の義務を明確にしていただきたいということにつきましては、これは障害者団体やあるいは養護学校関係者の方々の切なる要望であるということを私は特に声を大にして申し上げておきたいと思います。改正の機会が必ず近い将来あると思いますが、その機会までに諸般の環境条件を整えていただきまして、次の改正にはこれがぜひ実現できるように検討、努力を要望したい、この点

について

もう一つは大臣にお伺いをしたいわけであります。今回の改正は、私よく法案を見まして、一つは精神薄弱者に対する対策の強化、それから法律の対象者を障害者全般に拡大しているということ、さらには職業リハビリテーションの対策を強化することとしているというような点につきましては、私はその内容について評価できるものがあると率直に思います。しかし問題は、この法律だけではないけないのであって、法律の実効が上がるようにならぬくちやいけないと思います。同僚委員からもお話をありましたように、すべての国民が労働の権利を持つてゐるわけであります。

障害者の権利宣言という国際的に有名な一九七五年十二月九日の宣言でも、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質および程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する」等々の重要な宣言は、今国際的な原理で打ち立てられておると思います。今後ともこの障害者対策を、この法改正を機会に格段とひとつ強化して推進をしていただきたいと思うんですが、最後に労働大臣に障害者雇用対策にかける決意をお伺いしたい。

以上の二点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(平井卓志君) 前段で御指摘のございました精神薄弱者の雇用の義務づけ、これを次期改正までにどうかということでございますが、本委員会でも多少やりとりございましたように、精神薄弱者の雇用問題というのは、やはり一つには事業主のみならず社会の理解から生まれる連帶感によって解決されるべき点が相当ある問題でございまして、またそちらである以上、理念的に申し上げれば、すべての事業主が精神薄弱者の雇用に努めるべきものでございまして、また身体障害者同様、御指摘ございましたように働く意思と能力のある精神薄弱者に適当な雇用の機会を与える社会的な責務もこれ有する、こういうことができる

思うわけでござります。

委員長(佐々木滿吉) 以上を以て

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認めます。  
それではまず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

田代君から発言を求められておりますので、これを許します。田代君。

○田代由紀男君 私は、ただいま可決されました身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議・日本共産党・民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読します。

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項について、その実現に努力すべきである。

一、雇用率達成指導の強化に努め、障害者の雇用に消極的な企業については、企業名の公表制度の活用についても十分検討すること。

二、マイクロエレクトロニクス等産業構造の変化に対応した障害者の職域開発の推進を図るとともに、特に重度の障害者の雇用の促進が図られるよう、今後とも、障害の種類・程度に応じた諸対策の充実強化に努めること。

三、障害者の雇用の安定を図るため、就職後の

定着指導等のフォローアップに努めること。  
四、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者職業訓練校等における職業リハビリテーション体制の整備及びサービスの一層の充実強化を図ること。

五、職業リハビリテーション関係業務、納付金関係業務等が的確に遂行されるよう日本障害者雇用促進協会を十分に指導すること。また、雇用促進事業団等から日本障害者雇用促進協会への業務の移管が円滑に行われるよう十分配慮すること。

六、精神薄弱者の雇用の促進等を図るための条件整備対策を引き続き推進するとともに、精神障害者等の雇用に関し調査研究に努めること。

○委員長(佐々木満君) ただいま田代君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、田代君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平井労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。平井労働大臣。

○國務大臣(平井卓志君) ただいま決議のあります。公共職業安定所としての趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいる所存であります。

○委員長(佐々木満君) 次に、地方自治法第百五十六条规定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件について討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○内藤功君 ただいま議題となりました公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件について、日本共産党を代表して、反対の意見を申し述べるものであります。  
本承認案件は、労働者保護のための行政機関である労働基準監督署や、職業紹介、相談業務、雇用保険関係業務等を行う職業安定所を統廃合するという臨時行政改革の計画の一環であります。  
地域住民の要求に応じて行政サービスの向上を図り、また産業や交通事情等の変化に対応して行政機関の合理的配置のための再編成を行うこと 자체は必要であります。今回、再編整理計画は安定所一ヵ所及び出張所一ヵ所、合わせて二ヵ所の減となり、国民サービスの低下をもたらすことは避けられません。  
以上の理由により反対するものであります。

○委員長(佐々木満君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認めます。  
〔賛成者挙手〕

○委員長(佐々木満君) 多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、本件は多數をもって承認すべきものと決定いたしました。

法律案について討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって原案どおり可決するものと決定いたしました。

なお、三案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(佐々木満君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐々木満君) 次に、林業労働法案を議題といたします。

発議者千葉景子君から趣旨説明を聴取いたしました。千葉君。

○千葉景子君 ただいま議題となりました林業労働法案につきまして、日本社会党・護憲共同を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申上げます。

我が国の森林は、国土面積の七〇%に当たる約一千五百万ヘクタールを占めておりますが、このうち人工林の面積は、約一千万ヘクタールに及び、その蓄積は十三億立方メートルと全森林蓄積の四割を超えるまでに達しております。この豊かな森林は、木材などを生産し、建設資材、家具、紙などの形で国民の生活必需物資の供給を担う等の経済的機能を果たしているほか、国全、保健体養等の多面的な公益的機能など、はかり知れない重要な役割を果たしております。殊に、国土開発に伴う山地災害の多発化、水需要の増大さらには都市への人口集中などによる生活環境の悪化等から、森林の公益的機能の充実が一層重要となつております。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(佐々木満君) 次に、地方自治法第百五十六条规定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件について討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

このように民間林業労働者の労働環境のもとで従事しております。

このようないく低下しております。特に、造林の育成に不可欠の除伐、間伐が大幅に立ちおくれ、脆弱な森林が増加するなど森林の荒廃は深刻な事態になつてきています。このため、山地災害危険地区も昭和五十三—五十四年度の調査で十三万一千カ所であったものが、六十六—六十七年度調査では、実に四万五千カ所も増加し、十七万六千カ所になるなど国土災害の危険性の増大、水害発生、水資源不足など、国民の生命と国民生活への重大な影響をもたらす状況があらわれつあります。

二十一世紀へ向けて、人類が避けて通れない課題は、資源と環境だとと言われます。我が国においてはまさに、林業こそが森林の育成を通して、この二つの課題にこたえ得るのです。そして、この森林の育成に不可欠なのは、その生産の担い手である林業労働者の安定的維持と確保であります。

ところで、林業労働者とりわけ民間林業労働者の置かれている労働の実態は、極めて憂慮すべきものとなつております。すなわち、民間林業労働者は、季節的、短期的雇用が多いため不安定である、健康保険、厚生年金等被用者保険の適用は、ごく少數であり、賃金は、他産業に比べて低い上に、出来高払い制のため、労働強化を強いられ、振动病の罹病者は毎年増加するという状況にあります。また、労働基準法さえ適用されないなど、まさに、劣悪過酷な労働条件のもとで重労働で従事しております。

新規学卒者や若年労働者の就労は皆無に等しく、労働力の高齢化は、憂慮すべき事態に立ち至つております。民間林業では最も近代化が進んでいると言われている森林組合労務班員でも四十歳以上が八八・五%，うち六十歳以上は二一・八%，三十九歳以下は、わずか一・五%，うち二十一歳以下は〇・二%という実態にあり、このまま推移するならば、林業の担い手はいなくなり、これが國の森林、林業の危機的状況は、一層深刻なものとなることは、明白であります。

世界的な森林の減少による環境変化が懸念され

ている中で、今後、我が国が森林の管理を適正に実行し、国産材の供給能力を飛躍的に向上させ、国産材時代への展望を切り開いていくためには、何といっても、その生産労働力の確保対策が重要であります。しかるに、現行労働関係の諸法律やその運用のみでは、林業労働の特質からくる諸問題は解決し得ないとこらであります。

したがつて、民間林業労働者の雇用安定、労働条件の改善、安全衛生・福祉面での施策の整備、充実等のために、林業労働の特質を踏まえた新たな立法が必要であります。

これが、日本社会党・護憲共同が林業労働法案

を提案する理由であります。  
次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講ずることにより、林業労働者の地位の向上を図るとともに、山村地域の振興に寄与することを目的としております。

第二に林業労働計画の策定であります。すなわち、労働大臣は、本法の目的を達成するための基本となるべき事項について、五年ごとに、全国林業労働計画を策定し、都道府県知事は全国林業

労働計画に即して、毎年、市町村長が策定した市町村林業労働計画に基づいて、都道府県林業労働計画を策定することとしております。市町村長が策定する市町村林業労働計画では、林業の事業の量、林業労働者の雇用の安定及び福祉の増進に關し必要な事項について規定し、山村経済の発展のための林業の振興及び林業労働者の雇用の開発について配慮することとしております。

第三に、専業労働者とは、常用労働者以外の林業労働者で、一年間に通常九十日以上雇用されるものをいい、兼業労働者とは、常用労働者及び専業労働者以外の林業労働者で、時季を定めて一年間に通常三十日以上雇用されるものをいうこととしておりますが、公共職業安定所長は、林業労働者について、専業労働者及び兼業労働者別に林業労働者登録簿に登録するとともに、林業事業体の

届け出に基づき、林業事業体登録簿を作成することとしております。また、林業事業体は、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、林業労働者として林業の業務に使用してはならないものとしております。

る特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、臨床工学技士法案、義肢装具士法案、以上五案を便宜一括して議題といたします。まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

特別障害者手当制度の発足に伴い経過的に支給されている福祉手当の額についてであります。が、障害児福祉手当及び経過的に支給されている福祉手当につきましては、月額一万千五百五十円から一万六千六百五十円に、特別障害者手当の額につきましては、月額二万八百円から二万九百円に、それぞれ本年四月から引き上げることとしており

ます。  
次二、国民年金法等の一節を改正する法律の故

次に、国民年金法等の一部を改正する法律の正等年金制度の改善について申し上げます。

第一に、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置について申し上げます。

現行の制度におきましては、消費者物価上昇率

が五%を超えた場合に物価スライドを実施することとなつておりますが、昭和六十二年度における

しては、特例として昭和六十一年の物価上昇率に

応じた年金額の引き上げを、本年四月から実施することとしております。

第二に、老齢福祉年金の額につきましては、拠

出制年金の額の引き上げに準じて月額二万七千二百円から二万七千四百円に、本年四月から引き上

げることしております。

第三に、旧国民年金法による老齢年金につきましては、昭和六十三年二月から、現行の年四回支

誓いを、二月、四月、六月、八月、十月及び十二

月の年六回支払いに変更することとしておりま  
す。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

概略でありますか。この法律案についてましては、昭和六十二年四月一日から施行することとしてお

りましたものを、衆議院におきまして、公布の日  
は、昭和六一二三四年一月二日、つゞつ

から施行し 昭和六十一年四月一日にさかのほへて適用することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あれ  
シニシニ。頃ハヨノ二十二。

らることをお願い申し上げます。

者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案二つ、二、その理由及び内容の概

る法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

## 広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆

第七部  
社会労働委員会会議録第四号

昭和六十二年五月二十一日【參議院】

者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行なうとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持増進と生活の安定を図つてまいりましたところであります。

本法律案は、被爆者の福祉の一層の向上を図るため、医療特別手当等の額の引き上げを行うこととし、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正しようとするものであります。まず第一に、医療特別手当の額を、現行の月額十一万八百円から十一万九千六百円に引き上げることであります。

第二に、特別手当の額を、現行の月額四万八百円から四万五千円に引き上げることであります。

第三に、原子爆弾小頭症手当の額を、現行の月額三万八千円から三万八千四百円に引き上げることであります。

第四に、健康管理手当の額を、現行の月額一万七千二百円から一万七千四百円に引き上げることであります。

第五に、保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者等に対する支給されるものについて現行の月額二万七千二百円から二万七千四百円に、それ以外のものについては、現行の月額一万三千六百円から一万三千七百円に引き上げることであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につい

て、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護施策を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、昭和六十二年度においても、年金等の支給額を引き上げることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

改正の内容は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正し、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありますが、この法律案につきましては、昭和六十二年四月一日から施行することとしておりましたものを、衆議院において、交付の日から施行し、昭和六十二年四月一日にさかのばって適用することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました臨床工学技士法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

近年、医療機器は目覚ましい進歩を遂げ、医療の重要な一翼を担うようになってまいりました。

特に、人工透析装置、人工心肺装置、人工呼吸装置等人の呼吸、循環または代謝の機能を代替または補助するため使用される生命維持管理装置は、医療の分野に新たな可能性を開くものとして大きな役割を果たしております。

しかし、生命維持管理装置の操作及び保守点検には、単に医学的知識ばかりでなく、工学的知識も必要とし、装置そのものも時代とともにますます高度かつ複雑なものとなってきております。

この法律案は、このような現状にかんがみ、新たに臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるようにしようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申します。

第一に、この法律案において臨床工学技士とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名稱を用いて、医師の指示のもとに、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする者

をいうこととしております。

第二に、臨床工学技士になるためには、臨床工学技士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならぬこととしており、国家試験を受けるためには、高等学校卒業後、一定の養成所等において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得すること、大学において一定の科目を修めて卒業したこと等を必要としております。

第三に、国家試験の実施に関する事務は、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第四に、臨床工学技士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携に努めなければならないこととするとともに、

臨床工学技士でない者は臨床工学技士という名称またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととしております。

第五に、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました義肢装具士法について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、リハビリテーション医療の分野において、義手、義足、ギブス等の義肢装具を手術直後

の患者に装着して早期訓練を行うことにより、円滑な社会復帰を促進することを可能とする、いわゆる超早期リハビリテーションが普及、定着しつつあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木清吉) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

五案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第六五〇五号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六五〇七号)  
一、労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願  
(第六五〇八号)  
一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する請  
一、重度身体障害者の年金に関する請願(第六五〇九号)  
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する  
請願(第六五〇九号)  
一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に  
関する請願(第六五一一号)  
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請  
一、車いす重度身体障害者の年金に関する請  
一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に  
関する請願(第六五二号)  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六五二号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六五二四号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六五三号)  
一、労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請  
願(第六五三号)  
一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第六五二七号)  
一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に  
関する請願(第六五二八号)  
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請  
願(第六五二九号)  
一、療術の制度化促進に関する請願(第六五三  
〇号)(第六五三一号)  
一、國立明石病院と國立神戸病院の統合計画を  
やめ充実・強化に関する請願(第六五三二号)  
一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に

一、関する請願(第六五七四号)

- 一、療術の制度化促進に関する請願(第六五七  
五号)  
一、國立明石病院と國立神戸病院の統合計画を  
やめ充実・強化に関する請願(第六五七六号)  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六二九号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六三〇号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六三二号)  
一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第六六三三号)  
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六三四号)  
一、療術の制度化促進に関する請願(第六六六  
二号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六六一号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六七二号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六七三号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六七六三号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六七六八号)  
一、労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請  
願(第六六六九号)  
一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第六六六九号)  
一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に  
関する請願(第六六七六六号)  
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請  
一、療術の制度化促進に関する請願(第六六七  
六号)  
一、重度身体障害者と妻の援護に関する請願(第  
六七六九号)  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六八六一号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六八六三号)  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六八七三号)

一、請願(第六六七七四号)

- 一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第六六八六五号)  
一、労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請  
願(第六六八七七号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六八八四号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六八八五号)  
一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第六六八八五号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六八八六号)  
一、労災年金と他の年金との完全併給に関する  
請願(第六六八八七号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六八八八号)  
一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第六六八八九号)  
一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に  
関する請願(第六六八九〇号)  
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請  
一、療術の制度化促進に関する請願(第六六七  
六号)  
一、重度身体障害者と妻の援護に関する請願(第  
六七六九号)  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六九四八号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九五〇号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九五一号)(第六九五二  
〇号)

一、請願(第六六八六四号)

- 一、労災重度被災者の終身保養所設置に関する  
請願(第六六八六五号)  
一、労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請  
願(第六六八六六号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九四九号)(第六九五〇号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九五一号)(第六九五二  
〇号)  
一、重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に  
関する請願(第六六九五三号)  
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請  
一、重度身体障害者と妻の援護に関する請  
一、療術の制度化促進に関する請願(第六六七  
七号)  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六九七七号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九八三号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九八四号)(第六八九五  
〇号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九八五号)(第六八九五  
六号)  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九八六号)(第六九〇〇  
一号)(第六九〇二号)(第六九〇三号)(第六九  
〇四号)(第六九〇五号)  
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請  
願(第六六九四九号)  
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請  
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改  
善に関する請願(第六六九五〇号)(第六九五  
一号)



## ンター身体障害者福祉会館内 野

田義治

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第六五二九号 昭和六十二年五月八日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉セ

ンターボディ障害者福祉会館内 野

紹介議員 大塚清次郎君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第六五三〇号 昭和六十二年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

○ 吉澤勇外一名  
請願者 神奈川県藤沢市本町一ノ一〇ノ一

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六五三一号 昭和六十二年五月八日受理

療術の制度化促進に関する請願

紹介議員 杉元 恒雄君  
請願者 三重県多気郡明和町明星一九〇  
山中憲一

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六五三二号 昭和六十二年五月九日受理  
國立明石病院と國立神戸病院の統合計画をやめ、  
充実 強化に関する請願

紹介議員 片上 公人君  
請願者 兵庫県明石市一見町西一見一、〇  
一四ノ三サンハイツ土山四一五  
三宅弘士外九百九十九名

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六五三三号 昭和六十二年五月九日受理  
療術の制度化促進に関する請願

紹介議員 片上 公人君  
請願者 厚生省は、昭和六十一年一月九日、國立病院・療養所の再編成・合理化の全体計画を発表した。新聞では國立明石病院を廃止し、國立神戸病院へ統合と報道されているが、統合計画の発表だけで、具体的な内容は未定の現状である。國立明石病院

は、終戦以来明石市中央部に根をおろし、地域の中核総合病院としての役割を果たし、特に難病医療、診療、救急医療などを中心に、地域の疾病構造の変化に応じた医療を行い、國立病院として當利性を排し地域医療機関の規範となるべく努力し、地域住民の信頼を集め今日に至っている。明石市周辺は、近年播磨工業地帯、阪神間のベッドタウンとして急速な人口増加を見ており、今後ますます進むものと予想される。このような状況の中で地域の中核総合病院として、國立明石病院に対する地域住民の期待は非常に高いものがある。

今回の計画が実行に移され、万一千國立明石病院が廃止されるようなことになれば、これまで巨額の国費を投じ整備・拡充してきたものを破壊するという行政改革の方向とも逆行し、最大の無駄遣いである。今こそ憲法第二十五条の国民の生存権に基づき、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上を図る(厚生省設置法第四条)目的に沿つて、現在の國立医療機関を一層拡充・強化することによりやめること。

二、國立明石病院を、地域住民の疾病構造の変化や医療需要に対応できるよう医療内容・機能の充実強化及び医療従事職員の確保を図ること。

三、当面、小児科医師と看護婦を増員し診療内容の充実、夜間救急医療充実に必要な人員の確保を図ること。

## 請願者 福岡市中央区大名二ノ四ノ三一

平子勝利

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六五七六号 昭和六十二年五月九日受理

國立明石病院と國立神戸病院の統合計画をやめ、充実・強化に関する請願(二通)

請願者 兵庫県明石市大久保町大窪一、二  
二三ノ四 田中三彦外六千六百九  
十九名

紹介議員 技山 咲子君

この請願の趣旨は、第六五七三号と同じである。

第六六二九号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六六三〇号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に係する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六六三一号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六六三二号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六六三三号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六六三四号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六三五号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六三六号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 宮崎県西諸県郡野尻町東麓一、〇  
五〇 原繁秋

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六六三七号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡南河原村南河原  
一、五三二ノ一 今村治雄

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六六三八号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 埼玉県深谷市人見一、二五九 植  
竹敏男

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

## 請願者 八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第六六三三号 昭和六十二年五月十一日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六三四号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六三五号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六三六号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡南河原村南河原  
一、五三二ノ一 今村治雄

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六六三七号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 埼玉県深谷市人見一、二五九 植  
竹敏男

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六六三八号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六三九号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四〇号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四一号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四二号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四三号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四四号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四五号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四六号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四七号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四八号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六四九号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五〇号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五一号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五二号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五三号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五四号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五五号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五六号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五七号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五八号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五九号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五〇号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷一、六  
八八 池畠昇

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六六五一号 昭和六十二年五月十一日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願





リズムの混乱やただ働きの拡大をもたらし、世界に悪名高い日本の労働条件を更に悪化させるものとなる。特に婦人にとっては、働き続けることはできない。均等法が実施されて約一年になるが、職場には依然として男女差別がなくならないばかりか労基法の女子保護規定の改悪が押し付けられ、働く権利を一層後退させている。ついては、我が国の国際的地位にふさわしく、人間らしく暮らし、働くことのできる最低基準として、次の事項について即時実施されたい。

一、労働基準法の改悪をしないこと。

1 賃金の支払は現行法とおりとすること。

2 労働時間について賃金の引下げなしに一日八時間、週四十時間（週休二日制）を強制力あるものとして、直ちに法制化すること。中小企業の特例は原則として認めないこと。

3 時間外労働の上限の規制（一日二時間、週六時間、年百二十時間）措置を法制化すること。割増率については、時間外百五十パーセント、深夜・休日二百パーントにすること。

4 変形労働時間については拡大しないこと。フレックスタイム制及び非定形的変形労働を認めないこと。

5 みなし労働時間及び労働時間の換算扱いは認めないこと。

6 年次有給休暇はILO水準の二十日とする。個人の意思に反する計画的付与を認めないこと。

二、労働基準法の女子保護規定を充実させること。

三、均等法を抜本的に改正し、実効のある雇用平等法を確立すること。

四、育児休業法をすべての男女労働者を対象とし、選択制、有給保障、正規代替、現職復帰を原則とする改正をすること。

第六八九一号 昭和六十二年五月十三日受理

紹介議員 近藤 忠孝君

藤岡由美外五十二名

第六八九二号 昭和六十二年五月十三日受理

請願者 京都府城陽市寺田中大小三二 岩田登志子外五十二名

第六八九三号 昭和六十二年五月十三日受理

請願者 京都府久世郡久御山町中島法楽寺二〇ノ二 西村忠好外五十二名

第六八九四号 昭和六十二年五月十三日受理

紹介議員 上田耕一郎君

第六八九五号 昭和六十二年五月十三日受理

請願者 札幌市西区富岡二ノ五 林拓雄外五十二名

第六八九六号 昭和六十二年五月十三日受理

紹介議員 小笠原貞子君

第六八九七号 昭和六十二年五月十三日受理

請願者 外二四 寺島朋子外五十二名

第六八九八号 昭和六十二年五月十三日受理

紹介議員 神谷信之助君

第六八九九号 昭和六十二年五月十三日受理

請願者 元昌子外五十二名

第六九〇〇号 昭和六十二年五月十三日受理

紹介議員 立木 洋君

第六九〇一号 昭和六十二年五月十三日受理

請願者 京都府八幡市八幡手四ノ二 山元昌子外五十二名

第六九〇二号 昭和六十二年五月十三日受理

紹介議員 吉岡 吉典君

第六九〇三号 昭和六十二年五月十三日受理

請願者 京都府宇治市広野町寺山一七ノ九芳夫外五十二名

第六九〇四号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九〇五号 昭和六十二年五月十四日受理

紹介議員 吉川 春子君

第六九〇六号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九〇七号 昭和六十二年五月十四日受理

紹介議員 村山 伸子君

第六九〇八号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九〇九号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九一〇号 昭和六十二年五月十四日受理

紹介議員 佐藤 美代外五十二名

第六九一一号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 京都府舞鶴市行永東町一一〇三

第六九一二号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 京都府舞鶴市行永東町一一〇三

第六九一三号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 京都府舞鶴市行永東町一一〇三

第六九一四号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九一五号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九一六号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九一七号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九一八号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九一九号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二〇号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二一号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二二号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二三号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二四号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二五号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二六号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二七号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二八号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九二九号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三〇号 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三一號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三二號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三三號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三四號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三五號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三六號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三七號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三八號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九三九號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四〇號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四一號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四二號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四三號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四四號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四五號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四六號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四七號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四八號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九四九號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五〇號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五一號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五二號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五三號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五四號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五五號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五六號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五七號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五八號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九五九號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六〇號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六一號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六二號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六三號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六四號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六五號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六六號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六七號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六八號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九六九號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七〇號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七一號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七二號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七三號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七四號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七五號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七六號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七七號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七八號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九七九號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八〇號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八一號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八二號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八三號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八四號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八五號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八六號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八七號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八八號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九八九號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九九〇號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九九一號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

第六九九二號 昭和六十二年五月十四日受理

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八〇川久保靖逸方 大西良一

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六九五〇号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 北九州市八幡西区鶴子川二ノ一二  
ノ一 全国脊髄損傷者連合会福岡県

紹介議員 小野 明君

支部内 白石等

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第六九五一号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六九五二号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六九五三号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の年金に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第六九五四号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の終身保養所設置に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第六九五五号 昭和六十二年五月十四日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第六九五六号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三六二号と同じである。

第六九五七号 昭和六十二年五月十四日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八

○川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第六三六四号と同じである。

第六九五八号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしおと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区浦島丘六ノ一七

石井民也外十九名

紹介議員 謎山 博君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九五九号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしおと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 川崎市中原区下沼部一、九四六

三 江藤一雄外十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六〇号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしおと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区品濃町二六四フジハ

ウヌ一 酒川文子外十四名

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区松見町二ノ三八八

ノ二九 道村晴一外十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六一号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区木郷一ノ三四〇三

脇元春樹外十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六二号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区松見町一ノ四〇二

二七〇四〇三 久保田安子外十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六三号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 川崎市高津区上作延二六二 川瀬

洋子外十四名

紹介議員 杉脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六四号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 菊池洋一外十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九六五号 昭和六十二年五月十四日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 横浜市戸塚区品濃町二六四フジハ

ウヌ一 酒川文子外十四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第六九八三号 昭和六十二年五月十四日受理

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 群馬県高崎市成田町三三 山田順

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六九八四号 昭和六十二年五月十四日受理重

度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 札幌市北区新琴似七条一四丁目

椎山竹五郎

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第六九八五号 昭和六十二年五月十四日受理

療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 長野県小諸市乙女甲一、三六九ノ

九 尾崎敦雄外一名

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第六九九四号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一三

関甲子郎

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第六九九五号 昭和六十二年五月十四日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五四

永野国雄

紹介議員 守住 有信君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。





その実現を求めて運動を進めてきた。しかし、政府は老人医療を始め社会保障制度の全面改悪・再編を進め、障害者が切実に求めってきた「全面参加と平等」の実現とは逆行し、ホームヘルパーを有料化し、補装具・更生医療・障害者施設運営費等への国庫補助金の大幅削減を強行してきた。特に昨年の七月からは、障害者施設の費用徴収金制度の大改悪をしてきた。働く上でも、精神薄弱者の雇用を義務づけようとしている。ついては、国際障害者年中間に当たり、次の事項について実現を図られたい。

一、国際障害者年中間に当たり、次のことを早急に実施すること。

政府の策定した「障害者対策に関する長期計画」の実施状況を公表するとともに、新たな要求を加え、計画の見直しを図り、後半期計画を明らかにすること。

二、身体障害者雇用促進法を抜本的に改正すること。

精神薄弱者はもとより、働くことを希望するすべての障害者を対象とし、障害者の働く権利を保障すること。

三、重度障害者のための保護雇用制度を創設すること。

4 無認可の授産施設や小規模授産施設（共同作業所）への助成措置を確立すること。

4 国家公務員採用に当たつて「障害者特別採用制度」を創設すること。採用試験に当たつては、点字文書の実施など試験制度を改善すること。

5 障害者を差別する最低賃金法第八条を撤廃すること。また、働いている障害者が、安心して働き続けられるよう治療・通勤の確保など、必要な保障・援助ができるよう、企業主に対し、指導を強化すること。

三、障害者が自立できるよう施策を確立すること。

1 すべての障害者に必要な福祉が受けられる「障害者福祉法」を制定すること。

2 生活できる年金・手当制度を確立すること。

3 障害者施設の費用を本人と家族から徴収する制度を撤回すること。

4 地方自治体で実施している障害者医療費の助成制度を国の制度として創設すること。また、障害の重度化・重複化につながる二次障害に関する研究・対策を急ぐこと。

四、国庫負担金を削減しないこと。

障害者施設、更生医療、補装具・給付費などの国庫負担金五割削減を撤回し、八割に戻すこと。また、障害者関係予算を大幅に増額すること。

第七一〇二号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県河沼郡会津坂下町青木字青木一〇 竜巣英子外百十四名

紹介議員 謎山 博君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇三号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県東白川郡塙町大町三ノ三一  
ノ三 生田日幸子外百六名

紹介議員 市川 正一君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇四号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県原町市小川町七七ノ五  
上和子外百六名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一〇五号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県白河市横町一四 酒井あけみ外百六名

紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一一一号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県河沼郡会津坂下町逆水一、八五六 大島由美子外百六名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一二二号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

三、患者の夕食時間と内容を改善すること。男女雇用機会均等法による妊娠中の夜勤免除・休日の増員・医療労働者の週休二日制実施のための増員を実現できる経済的保障を政府の責任で実施すること。

四、老人医療の自己負担・国保料(税)の引上げに反対すること。国保料未納者からの保険証取上げに反対すること。国庫補助引き上げ、老人医療の無料化を復活すること。健保本人二割負担導入に反対すること。十割給付復活を行うこと。

第五七一〇七号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県白河市八龍神三七 佐川恵子外百六名  
紹介議員 梶原タケ子君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第六七一〇八号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県白河市中町六一 大谷昌代外百六名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第六七一〇九号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県会津若松市石堂町赤丘二一五ノ一三 矢沢三千子外百六名  
紹介議員 佐藤 昭夫君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第六七一〇九号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県河沼郡会津坂下町坂本平井赤城弘外百六名  
紹介議員 下田 京子君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第六七一〇九号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県河沼郡会津坂下町逆水一、八五六 大島由美子外百六名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第六七一〇九号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県西白河郡東村笠子百目木八  
紹介議員 一 遠藤齊外百六名  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第六七一〇九号 昭和六十二年五月十五日受理  
請願者 福島県西白河郡東村笠子百目木八  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

請願者 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻

四二六 塩田恒雄外百六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

第七一二三号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡大館町熊字熊町八二

三 佐久間勝充外百六名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。  
第七一四号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町逆水一、

八一九ノ一 五ノ井厚子外百六名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。  
第七一五号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡双葉町新山久保前一

〇〇 佐藤和子外百六名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。  
第七一六号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡双葉町新山久保前一

〇〇 永沼綾子外百六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。  
第七一七号 昭和六十二年五月十五日受理  
医療と福祉の充実に関する請願

請願者 福島県双葉郡双葉町新山広町一三

七 浜名良子外百六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七一〇二号と同じである。

この請願の趣旨は、第六三四四号と同じである。

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願  
請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅

野目正吾

紹介議員 糸久八重子君

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 青森県三戸郡新郷村戸来丹内沢五

一五三 福士重治

紹介議員 山崎 龍男君

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 青森県三戸郡新郷村戸来丹内沢五

一五三 福士重治

紹介議員 糸久八重子君

重度戦傷病者と妻の援護に関する請願

請願者 青森県三戸郡新郷村戸来丹内沢五

一五三 福士重治

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第七二三二号 昭和六十二年五月十六日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 前島英三郎君

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 達治外一名

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 前島英三郎君

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 達治外一名

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 前島英三郎君

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 達治外一名

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 前島英三郎君

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 達治外一名

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(一通)

請願者 達治外一名

紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七二三七号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七二三八号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七二三九号 昭和六十二年五月十六日受理  
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七二三〇号 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七二三一號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七二三二號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七二三三號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七二三四號 昭和六十二年五月十六日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七二三五號 昭和六十二年五月十六日受理  
労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三六一號と同じである。

第七二三三二號 昭和六十二年五月十六日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(一通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三三號 昭和六十二年五月十六日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三四號 昭和六十二年五月十六日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三五號 昭和六十二年五月十六日受理  
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三六號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三七號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三八號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三九號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三一號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。

第七二三三二號 昭和六十二年五月十六日受理  
重度身体障害者の脊髄神經治療技術研究に関する請願

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋

紹介議員 山崎 竜男君  
この請願の趣旨は、第三三六四號と同じである。